

# （仮称）私のまちづくり条例（案）

名称

公募を検討

前文

社会経済情勢の変化とともに、人々の価値観や生活様式が多様化し、個人では解決できない課題が増えつつあります。また、個々の課題に応じたきめ細やかな行政サービスを受けることが困難になりつつあります。そのため、市民自らが地域の実情に合ったまちづくりをすることが求められています。

このような状況の中でわたしたち千葉市民は、次の世代のために「将来に引き継ぎたいと思えるまち」の実現を目指します。それは誇りと愛着を持ち、幸せを感じられ、安全安心に住み続けられ、人のつながりが感じられるまちです。

わたしたちは、このような良いまちを実現したいという想いから、ほどよく「おせっかいの精神」で助け合い、主体的に取り組みます。そして、市の役割を尊重しつつ、力を合わせます。

これらの想いを共有し、地域の実情に合ったまちづくりに取り組み、将来に引き継ぎたいと思えるまちを実現するため、ここに条例を制定します。

（まちづくりの基本的な考え方）

第1条 わたしたちは、市内に住むもの、働くもの、学ぶものすべて（個人、団体、企業、学校等）をまちづくりの主体であると考えます。

2 わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身であると考え、まちづくりに主体的に取り組みます。

3 わたしたちは、まちづくりに主体的に取り組むため、情報と知識を収集し、活用します。

4 わたしたちは、できないことや本当に必要なことを発信します。

5 わたしたちは、市と共にできることを話し合い、力を合せます。

（わたしたちにできること）

第2条 わたしたちは、地域の実情に合ったまちづくりをするため、情報と知識を収集し、活用して次のことに取り組みます。

（1）地域に関心を持ち、課題に気づく。

（2）地域の課題を「ジブンゴト」として捉え、共有する。

（3）地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、信頼関係を築く。

（4）地域活動やボランティア活動に、できるところから参加する。

（5）地域活動やボランティア活動の継続と発展に向け、必要な資源を考え、探すとともに行動して生み出す。

（6）力を合わせて地域の課題の解決に向けて取り組む。

（7）地域で解決できないことや本当に必要なことを発信する。

（8）市の取組に関心を持ち、参画する。

（わたしたちが期待すること）

第3条 わたしたちは、前文に掲げた将来に引き継ぎたいまちづくりについて、主体的に取り組むとともに、市には、わたしたちのパートナーとなり、情報や知識、市民参加と協働の機会の提供等、積極的な支援を期待します。

（市が取り組むこと）

第4条 市は、地域の実情に合ったまちづくりをするため、次のことに取り組みます。

（1）資源を有効に活用して、可能な範囲で市民を支援する。

（2）情報と知識を集約し、わかりやすい形で発信する。

（3）市民及び市職員に対し、まちづくりに関する啓発、研修等を行う。

（4）市民の意見及び提案を施策に反映させる。

（5）市民参加と協働の機会を積極的に提供する。

（市の具体的な支援）

第5条 市は、資源を有効に活用して、次の支援に取り組みます。

（1）地域運営委員会（市民の情報共有、連携、協力をより一層進め、地域が抱える課題の解決に向けて取り組むための組織をいう。）等の設立と運営に関して、可能な範囲で支援する。

（2）市民が連携して互いの資源を生かせるような橋渡しを行う。

（3）市民が情報と知識を共有するための機会を創出する。

（4）市民の主体的な取組がより一層活発になるように、地域活動やボランティア活動の促進に寄与する。

（協働の推進）

第6条 市は、行政サービスを維持するとともに市民と共通の目的を達成するため、協働における多様な形態のうち、適切で効果的なものを実施します。

2 市は、市民との協働が円滑に進むよう努めます。

3 市は、市民の知識や経験を活かした有用な提案に対して、可能な範囲で実施します。

（市民参加の機会）

第7条 市長等（市長、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。以下、同じ。）は、市政に関する市民の意向の把握、ワークショップの開催、附属機関の委員の選任、附属機関への付議、パブリックコメント手続の実施その他の市民参加の機会のうち、適切なものを提供します。

2 市長等は、効果的に施策に反映できる時期に市民参加の機会を提供します。

3 市長等は、市民参加の機会を提供するに当たっては、多様な人材が参加できるよう努めます。

（実施計画）

第8条 市長は、市民の主体的な取組に対する支援、協働及び市民参加（以下「市民主体のまちづくり等」という。）を推進するための実施計画（以下「実施計画」という。）を定めるものとします。

2 市長は、実施計画及びその実施状況（以下「実施状況」という。）を公表しなければなりません。

（推進会議の設置等）

第9条 市長等は、まちづくりの推進について調査審議するため、千葉市市民参加協働推進会議（以下「推進会議」という。）を置きます。

2 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議します。

（1）実施計画の策定に関する事項

（2）実施状況に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、まちづくりの推進に関する事項

3 推進会議は、前項の規定により調査審議するほか、まちづくりの推進に関し、市長に意見を述べることができます。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附則

千葉市市民参加及び協働に関する条例は廃止する。